

最終講義——家族法私見

東北大学名誉教授 水野 紀子

祝辞 大村敦志（東京大学名誉教授・学習院大学教授）
窪田充見（元神戸大学教授）*

2020年3月をもって東北大学を退職された水野紀子名誉教授により、同年2月19日に法学部第1講義室にて、最終講義が行われました。また、その前後には、大村敦志教授と窪田充見教授による祝辞も寄せられました。本稿は、それらを再現したものです。水野教授の長年にわたる研究教育及びその位置付けを知るための格好の素材となるものと考え、本年（2025年）2月に古稀を迎えられましたことを記念して、このたび本誌に掲載いたします。

本講義の再現・掲載に当たっては、石綿はる美教授（当時東北大学准教授、現一橋大学教授）、池田悠太准教授（東北大学准教授）、飴山翔太さん（東北大学大学院法学研究科博士後期課程）に、それぞれ、録画、編集、録画からの文字おこしにご協力いただきました。ここに記して、感謝申し上げます。

（東北大学教授・久保野恵美子）

祝辞 1

大村 敦志

ご紹介いただいた大村です。現在は学習院大学におります。

水野紀子先生が、無事に誕生日をお迎えになり、最終講義をされるということで、お祝いに伺いました。すぐ後で触れますように、長いお付き合いですので、以下、「水野さん」と呼ばせていただきます。水野さんの民法学のバックグラウンドの一つにフランス法があることはよく知られています。そこで、今日はフランス料理の比喻を使ってお話ししたいと思います。フランス料理のグラン・シェフにたとえると、水野さんはさしずめ現代の巨匠アラン・デュカス

という感じでしょうか。デュカスは水野さんとほぼ同年代だと思いますが、ミシュランの星を20近く持っているはずですが、本日は、グラン・シェフがボリュームのあるメイン料理を用意しておられるようなので、私がスーシェフとして「つきだし」を、神戸大学の窪田さんがパティシエとして「小菓子」を担当するということとなります。窪田さんは、水野さんに「お礼」をされると聞いておりますので、私は、水野さんに「お詫び」をするところから話を始めたいと思います。

水野さんにお詫びすべきことはいろいろあるのですが、まず、小さなことを申し上げます。私が水野さんと最初にお目にかかったのは、今か

ら 40 年近く前の 1982 年でした。この年の 3 月に私は大学を卒業して研究室に入ったのですが、最初の部屋は大部屋で、新入りの私は入口近くの電話番の席でした。これに対して奥の一番いい場所には、当時の私から見ると大先輩の樫見由美子さん（昨年、金沢大学を退職されました）の席がありました。4 月になってからしばらくして、ある女性が現れてこの奥の席に向かって入って行きました。私は、「樫見さんがいらした」と思って、その後を追いかけて初対面の挨拶をしたのですが、その女性が水野さんでした。「私、樫見さんの席に荷物を置かせてもらっているの」と、いまと変わらないチャーミングなお声でおっしゃいました。これが水野さんと私の最初の出会いでした。最初から人違いで、大変失礼しました。

さて、「平成家族法学のグラン・シェフ」が水野さんだとすると、「昭和家族法学」、戦前は除くとして、「戦後家族法学のグラン・シェフ」は誰か。これは人違いの余地なく、中川善之助先生ということになります。ボキューズやトロワグロの師匠であったフェルナン・ポワンが中川先生と同じ 1897 年生まれです。家族法学には「中川理論」と呼ばれるものがあります。いわゆる「準婚理論」とか扶養義務の二分論などを、皆さんもご存じかと思います。ところで、水野さんは名古屋大学から東北大学に移ってこられたわけですが、この移籍人事が実現する前に、ある先生から「水野さんは承諾するだろうか」と感触を尋ねられたことがあります（人事情報を事前に漏ら

すのはルール違反ですので、ある先生の名前は申しません）。その時に、私は、「水野さんは承諾するだろう」と答えました。というのは、中川先生は日本の家族法学を代表するだけでなく、東北大学のシンボルと言うべき先生でした。つまり、過去においては、中川善之助＝家族法＝東北大学であったわけです。そうだとすると、今日においては、水野紀子＝家族法なのだから、＝東北大学でなければならない。言い変えると、水野さんは中川先生の後継者としてのポストに移ることを誇りに思うに違いないと考えたわけです。

結果として水野さんは東北大学に移籍されましたが、その理由に関する私の推測は、にわかには賛成が得られないかもしれません。中川学説と水野学説は、同じ家族法でもかなり違うのではないかと、もっと言うと、水野さんは中川先生を批判しているのではないかと。こういう反論がありそうです。しかし、私に言わせれば、これはやや考えの足らない反論です。たとえ学説が異なっても、水野さんにとって、「日本民法学史上の仮想ライヴァル」である中川善之助と同じポストというのは、自らを鼓舞する力をもった、魅力的なポストだったのではないかと思います。私が敬愛するフランスの法学者にデルマス＝マルティというおばさまがいます。彼女はパリ第 1 大学から、大学よりも格式の高いコレージュ・ド・フランスの教授に選出されて移籍しましたが、「私の前任者はピエール・ブルデューよ」とよく言っていました。社会学者のブルデューと法学者のデルマス＝マルティとは専門や学風

だけでなく、趣味や育った環境も相当違うのですが、デルマス＝マルティさんは、そうした「差異 (distinction)」を超えて、前任者に対して敬意を払っていたと思います。水野さんも同様だったのではないのでしょうか。

ここまでの話は、中川先生と水野さんとは学説が異なることを前提にした話です。確かに、個々の問題についてのみならず、家族法学のあり方についても、二人の間には違いがあります。しかし、もっと抽象度を上げて見ると、中川先生と水野さんの間には、共通点もある。二人の家族法学は、その内容・方向性は同じではないものの、家族法の理想のあり方を想定し、それに向かって議論を展開するという点では共通しているように思うのです。巨匠の法学には、それにふさわしい品格があると言ってもいいでしょう。もっとも、単に理想を振り回すのはそう難しいことではありません。水野さんは、現実に直面しつつ、理想を堅持する。その孤高の姿はまさに巨匠の名にふさわしいものです。

ここで、大きな方のお詫びです。水野さんは 1980 年代の後半、婚姻法の時から家族法改正のための法制審議会に加わってこられました。窪田さんと私は、家族法関係では 2001 年の生殖補助医療関連親子法から法制審で水野さんとご一緒しており、親権法、相続法、特別養子法を経て、現在は実親子法改正のための審議を行っています。しかし、やはりフランスの法学者である、ジャン・カルボニエがしばしば口にしたように、

「立法は妥協である」という面があり、水野さんの意見は必ずしも実現しているわけではありません。窪田さんはともかく、私は、水野さんのおっしゃることに共感しつつも、とはいえ、そのままそれに賛成するわけには行かないということも少なくありません。この場を借りてお詫びをするとともに、まだしばらくの間は家族法改正が続きますので、立法が大きく方向を誤ることがないように、ご指導・ご鞭撻をいただけますよう、お願い申し上げます。

以下はオフレコですが、もちろん私にも家族法改正に不満がないわけではありません。窪田さんもそうでしょう。そのあたりにつきましては、いずれ、現在進行中の改正が一段落した段階で、水野・窪田・大村で、後世のために多少の記録を残せれば、と思っています。しかし、いまはその時ではありません。いま必要なのは、諦めずに正論を述べていただくことです。立法は妥協であるとしても、妥協には節度が必要です。それを示すのが水野紀子です。「何を勝手なことを言っている」とお叱りを受けることは必定ですが、先にお詫びをしてしまったので、勝手なことを申し上げる次第です。

ところで、19 世紀のフランス料理を代表する巨匠中の巨匠エスコフィエは、当時としては破格の長寿で 89 歳まで存命でした。おいしいものを食べていても長生きは可能ですので、水野さん、この先もずっとお元気で、どうぞ私たちに、変わらぬ巨匠の品格を見せてください。

講義

水野 紀子

本日は、おいで下さいまして本当にどうも有難うございました。今日から前期高齢者になった水野でございます。昔の洋酒のコマーシャルに「時は過ぎゆくのではない、積み重なるものだ」という一節がありました。たしかに自分の中に積み重なった年月があって、本のページを戻るように、大学生であった頃にも、東北大学に赴任したばかりの頃にも、すぐに戻って、昨日のように思い出せるのですけれども、いつの間にか年月が流れてしまいました。東北大学に赴任してから 20 年余りが経ちまして、仙台の自宅は私が生涯で最も長く住んだ住所になりました。今の学部学生たちが生まれた時から私は東北大学教授をしていることとなります。昭和の時代から民法の教師をしていると言いますと、学部学生たちは歴史的遺物をみるような顔をしてくれますけど、まあ、それだけの年月が流れたのだなあと思います。

そして、今日は、二人の畏友、大村先生と窪田先生に、私の講義を挟んで、大村さんのお言葉を借りればアントレとデセールを提供していただく、光栄極まりないというか、文字通り恐れ多いことになっております。以前に法科大学院の講義でつい、「大村君がこう言っているのだけれど」と大村学説を紹介したら、学生たちが一斉にどよめいてのけぞったことがありました。どうやらその「大村君」という表現、あの大・大村先生に向かって、水野がよりによって大村君と呼んだというのが、どよめ

きの原因のようでした。でもお二人とは、まだお二人が初々しい青年の頃からのお付き合いです。そして知人の心理学者に聞いた話では、きょうだい関係のうちでは、姉弟関係は、他のきょうだい関係より特別に強力な圧力がある人間関係だそうです。姉の遠慮のない圧政の下で、弟の人間ができるという関係になっていて、その力関係が強く永続する傾向があり、弟がどれほど偉くなっても姉が強い立場を維持するのが、姉弟関係の特殊性なのだそうです。超弩級に忙しいお二人が私の最終講義に駆けつけてくださったのも、姉を忖度する弟のお優しさであったのだらうと思います。そして、せっかくお二人がおいでになるのだったら東北大学の学生たちに生の大村先生や窪田先生を見せてその声を聞かせたい、という同僚たちの教育的配慮から登壇をお願いすることになりました。それにしても先程の過分すぎる大村先生の素敵なアントレの後で、私がコースのメインを担当するのはいささか荷が重くて、せいぜい「B 級グルメ」という、雑談のような最終講義になりますけれども、どうかお付き合いください。

生の実物を見てその声を聴くことは、学説の理解においても意味があるように思います。生身の実物に接することによる情報量は、言語化できなくてもとても大きくて、書かれた文字だけで構築するよりも、より深い理解をもたらす気がします。直接存じ上げている先生方の論文は、読んでみると、どこかでその声音が響くような気がして、内容もつかみやすいように思います。ちなみに私

の論文だけから受ける印象は、痩せぎすのメガネをかけた怖そうな女性というものだそうで、「書かれたものと印象が違いますね」と初対面の方からよく言われますけれど、これは喜んでいいことなのかどうか、若干、微妙な気がしております。

私が大学生の頃、研究室に残る可能性を考えて、加藤一郎先生に指導をお願いしに相談に伺ったときに、加藤先生は、「学説にはどうしてもそれを書いた学者の人間性が出ます」と言われました。「優しい人の書いた論文は優しい論文になるし、そうでない人の書いた論文はやはりそうになってしまいます」と。このときの加藤先生のセリフについては、活字にしたことがありますから、ご存知の方がいらっしゃるかもしれません（「恩師を語る」学士会会報 U7 (U SEVEN) 45号 48-52頁 (2012年)）。加藤先生はそれに続いて、「あなたには人間らしい顔をした論文を書いてほしい。人間らしい顔をした論文を書くためには、背景に人間らしい生活を送る必要があります。人間らしい生活とは結婚して子供を持つことだと僕は思います。あなたは女性だから大変かもしれないけれど頑張りなさい。僕もできるだけのことはするから」、と言われました。まあ、今の時代に指導教授が弟子に結婚しなさいと言うと、それはそれでまた別のニュアンスを伴って問題かもしれませんが、当時はそもそも女性の弟子はとらないという先生が多くて、「どうしてもと言うのであれば研究室に残してもいいけれど、結婚をするな。」と、結婚しないことを条件にされた同業者の友達もいます。

そういう時代の文脈で考えると、加藤一郎先生は、時代を突き抜けてリベラルな方であったと思います。

先日、東北大学の監事をしておられる牛尾陽子さんとおしゃべりする機会がありまして、牛尾監事は私より2歳お姉さんで、ほぼ同じころに東大経済学部にて在学しておられたのですが、当時の経済学部では、ゼミは原則として女人禁制だったそうです。「法学部がうらやましかつたのよ」、と言っておられました。今の大学で女子学生をゼミに入れないという事態はあり得ませんけれども、その後、何年か後輩の東大経済学部卒の女性に確かめましたら、東大経済学部は彼女の時でも宇沢弘文ゼミを含めて女人禁制のゼミがいくつもあったということでした。宇沢先生の業績を読むとそんな排斥をなさっていたとは信じられない気がいたしますけれども、まあ、そういう時代だったということなのでしょう。

中川善之助先生が亡くなられたのは、1975年3月でした。上野駅で倒れられた急死で、当時まだ大学生であった私は、生前の中川先生にお目にかかることはできませんでしたが、中川先生が育てられたお弟子さんたち、山畠正男先生や泉久雄先生などには、先達としてお話を伺うことができました。泉先生は中川先生を本当に尊敬していらして、中川先生の学説を批判する人がいると、烈火のようにお怒りになったそうですが、私が中川先生の学説を批判しても「うん、あの子はいいんだ」と言っておられたそうで、本当に有難いことではありました。泉先生には初めて論文の抜き刷りをお送りしたとき

から好意的なお返事をいただいております。ただ、ご好意はよくわかったのですけれども、「女性なのに出色だと山畠くんと話しています」という文面で、こっそり楽しみました。私は加藤先生という保護者がいてくださったおかげで、また、理科系と違って法学の論文は一人で書くものであることもあって、学者という職業生活で女性であることのデメリットをほとんど感じずに済みました。そういう意味では、非常に幸運な人生だったと思います。それでも、若い頃はごくわずかな女性学者の行状が「女性は」という主語で語られるのを聞いておりましたから、私のしでかすことが「女性は」という主語で語られて、後輩の女性たちに迷惑をかけてしまうという恐怖が、かなり長い間、肩に載った重荷でした。でも、それも塞翁が馬で、中年以降は後輩の女性たちの活躍が自分のこと以上に嬉しいという余得に変わってきました。まあ、おいしい人生だったなと思います。

東北大学に移籍する前、1992年に非常勤で家族法を担当したことがあります。私は仙台に地縁も血縁もなく、仙台の街を歩いたのも、そのときが初めてでした。学生たちは熱心に受講してくれて、当時もやりがいがあったのですが、その非常勤の機会に教室から研究棟の非常勤講師室に戻る途中に、ふと、奇妙な感じにとらわれたのを鮮明に記憶しています。それは何か不思議な感覚で、私がいるべき場所、私が所属しているべき場所はここだという、妙に確信に満ちた感覚でした。それは先ほど、大村さんが言って下さったよう

に中川善之助先生がいらしたからというように、そういう意味のあることでは全くなくて、そして、できればそういう光栄ある席に就きたいというような願いともまた違って、もっと動物的な感覚であったように思います。すぐその感覚を振り払ったのですけれども、結局、その数年後にそれが現実のことになりました。あれがいわゆる予感というものだったのかと思います。

江戸時代は、United States of Tokugawa と訳されることがあります。大学に入学した頃、新入生同士が初対面で挨拶するとき「お国はどちら」というやりとりをするのが、私にはとても違和感がありました。私自身は、生まれたのは大阪なのですけれども東京で育ちましたし、父方は大阪の船場の材木問屋の末裔で、母方は江戸城の屋根職人の末裔だったと聞いておりますけれども、まあ要するにデラシネの、根無し草の都会っ子でしたので、お国はどちらと聞かれますと、日本ですと答えるしかないという感覚でした。けれども、多くの新入生は、自分が生まれ育ったところが同じ土地で、さらに多くは両親が生まれ育ったところも同じで、強固な帰属意識のある国、江戸時代以来の「お国」をもっていたということなのだろうと思います。私も伊達藩での生活が長くなりますと奥羽越列藩同盟からの視点が分かるようになってきて、あの長州の宰相はいかなものかなどと思ったりしております。

そして、江戸時代は、家職国家といわれるイエの文化の時代でもありました。日本人は、武士も町人も百

姓も皆どこかのイエに帰属して、そのイエの職業を営んで生きていました。イエは、いわゆる括弧つきの機構ないし法人でした。そして、当主は CEO、代表取締役です。そして、当主は、家族のほか雇人も含めて、イエの構成メンバーの生存に責任を持ち、一方、イエのメンバーはイエのために滅私奉公をすることになっていました。つまりイエが、生存のセイフティ・ネットでした。お隣の中国や朝鮮では、セイフティ・ネットは男系の血統集団である宗族です。宗族が帰属とサポートの基本となる社会で、日本のイエとはそこが大きく違っています。町人のイエでは当主の経営能力が死活問題ですから、息子だと出来損ないができるかもしれませんので、息子ではなく必ず娘婿を跡継ぎにするという家訓をもち、そうして経営能力のある男を当主に確保するイエも多かったそうですし、それから、血縁のない者が養子となってイエを継ぐことも少なくなかったようです。そして、養子であったとしてもそのイエの顔つきになるのだそうで、例えば、中川家の養子が中川家の顔になってきたねと言われて、その養子がとても喜ぶということだったようです。帰属意識が強いとそういうこともあるのかと思います。私も東北大学らしい顔になってきたと言われたらちょっと嬉しいかもしれません。ちなみにさきほど渡辺先生からのご紹介にありましたように、私は宮城県労働委員会の会長もしているのですが、日本の労働法の厳しい解雇規制とか、産業別労組ではなくて企業別労組が主流であることなどの日本独特の労働法

の運用は、このイエ意識の伝統が働いて作り上げたものであったように思います。

明治維新後、日本社会は急速に近代化しました。とりわけ戦後、それまでの大家族や地域共同体などの支援が崩壊していったときに、本来ならば、社会福祉が財とケアを提供して支援すべきところでしたが、日本の高度成長期は、非常に軽量の社会福祉でしのぐことができました。これは、会社がかつてのイエの機能を担って、男性の基幹労働者に生活給として給与つまり財を保障してかつクビにしなかったことが、社会福祉による財の保障の代替機能がある程度果たしたことがあったように思います。そしてケアの部分は、性別役割分業で、主婦に委ねました。主婦は、夫シッター・老人シッター・子供シッターとしてのケア役割とともに非常勤労働者として労働力の調節弁を担いました。

また、イエという伝統的な自営業の旧中間層の厚みや地域社会の相互扶助が、やはり、かなり長く続いて、民生委員や保護司などの制度は、そういう地域リソースを足りない社会福祉の代わりとする制度化だったのだと思います。でも現在の日本はこういうリソースを失ってしまいました。それから、いわゆる世間の圧力です。江戸時代は、来日した西欧人が「万人が万人を監視する社会」と形容したように、相互扶助の機能の反面、互いに監視しあう社会だったわけですが、この世間の圧力がかつての共同生活を失うと個人をバラバラにする方向に働いてしまいます。今の日本は、ソーシャルキャピタル、

これは社会関係資本と訳すようですが、けれども、人々が持つ信頼関係や人間関係や社会的ネットワークのことですが、このソーシャルキャピタルがズバ抜けて少ない国になってしまっています。日本のソーシャルキャピタルの充実度は、149か国中99位、OECDの加盟国31か国の中で30位という分析があるようです。これは、本当は社会福祉で補わなくては行けないのだらうと思うのですけれども、日本の社会福祉は、医療と高齢者用の年金や介護は例外として、育児支援などの社会福祉は本当にお粗末です。私は、今日から前期高齢者になりましたけれども、高齢者よりも若い人とくに子供たちに、コンクリの箱の中で孤立して行われている育児支援に、なんとか税金を割いてもらいたいと思います。

さて、今年、2020年は東京オリンピックの年です。1964年に行われた56年前の前の東京オリンピックの時には、学部学生はもちろん、そのご両親も大抵はまだ生まれておられなかったかと思います。1955年生まれの私は、小学生でしたから、あの国民的行事はもちろん記憶にあります。1964年の東京オリンピックは、2020年の東京オリンピックとは桁違いの盛り上がり方でした。小学生たちも先生たちも何ヶ月も前からオリンピックの話ばかりで、いよいよ始まると毎日白黒テレビにかじりついていました。今にして思うと、1964年はあの徹底的な敗戦から20年と経っていません。戦争の記憶がまだ生々しい時代でした。そして、東京オリンピックは復興を成し遂げた日本を象徴する行事でした。たっ

た二週間のオリンピックに向けて何年も前から東京は大改造されましたし、東海道新幹線も羽田空港のモノレールも首都高速道路もオリンピックに間に合わせるため、突貫工事で行われました。江藤淳はこれを「戦争」と表現しています。「幻影の『日本帝国』」という題の文章で、江藤淳は、このように書いています。「昼夜を分かたずに推し進められている大建設工事を見て、ああ日本人は今戦争をしているのだな、と感じたものである。戦争以外のなにものも、『建設』の名を借りて行われているあの大規模な破壊の、あるいは情容赦もない破壊によって成しとげられて行く『大建設』の、狂気のような進行ぶりを正当化するものはなかった。

(中略) 人々は、外側からみれば僅か二週間で終わってしまうスポーツの祭りにすぎぬものの名をかりて、見えない敵に対して挑んでいるように見えた。その敵とは、大きくいえば提督ペリーの来航以来、日本人の肩の上にのしかかっている宿命という名の敵である。歴史家のいわゆる日本の『近代化』が開始されてからこのかた、われわれはつねに不幸であった。(中略) 諸外国の圧力に抗して、世界の数ある国のひとつとして辛くも存立を保つためには、われとわが手にかけて自分の馴れ親しんだ生活を破壊せねばならなかったからである。われわれは、この不幸の補償を戦争に求め、(中略) 一九年前の敗戦が決定的にこの可能性を奪い去った。(中略) 一九六四年の秋現在、日本が誰からもうしろ指をさされずに戦って勝ち得る場所は、『平和』と『国際親善』の祭典であるオリンピック

以外になかった。」(江藤淳「幻影の『日本帝国』」『江藤淳著作集6』講談社)という文章です。

私が大学生のときに聴講した講義で、三ヶ月章先生が明治の法典編纂の作業を東京オリンピックの前の建設に例えられたことがあります。「法典編纂はオリンピック準備と同様に、信じられないスピードでなされた驚異的な作業であった」と三ヶ月先生は形容されました。三ヶ月先生のこの形容には、江藤淳の今の表現と呼応するものがあるように思います。東京オリンピック前の建設作業の進行中は、私はまだ幼かったですけれども、この相似は非常によく腑に落ちました。1921年生まれの三ヶ月先生も、法典編纂過程をご自身で体験された年代ではなく歴史として勉強されたはずですが、ご自身の生まれる23年前に民法典が成立しているという年齢だと、もしかすると親の世代の記憶を追体験しておられたのかもしれませんが。戦後生まれの私も、両親の戦争体験を追体験しておりますから、おそらくは前世代の経験は想像できるものだったのではないのでしょうか。しかし、三ヶ月先生のこの形容が通じる世代はもうごく限られていると思います。何しろ、民法の一番若い同僚の池田先生は平成生まれでいらっしゃいますし、学生たちは21世紀生まれになります。人は一体どのくらいの過去を感じとれるものなのでしょう。私の畏友の民法学者、中田裕康先生(鳥山先生の先生です)の近作に「永久契約の禁止」という論文があります。これは永久という思想と実際に社会に適用される実定法とを双方とも視野

に入れて、その間を往復するフランス法の魅力を味わう佳作ですけれども、そこにジャン・カルボニエの言葉が引用されていて、それは「孫を越えては、すべて妨げられる」という言葉です。人間の認識の把握力は、2世代が限界なのかもしれません。この言葉には、認識力がはたらく限りで契約の拘束力を限定するという法学の知恵が感じられるように思います。

江戸時代は、吉兆や天災等の出来事で始終改元されました。もちろん西暦は用いられていません。そういう社会で人々が年を把握するのは、もっぱら干支でした。60年で一回りしますので、それで足りるのですね。それを超えると実感できない遠い過去になったということではなかったのでしょうか。しかし、過去は認識できなくても消え去るものではなくて国民の内に内在化して、慣習や文化資源となって伝わっていくものです。

大村さんが先程名前を挙げられたピエール・ブルデューには、「ハビトゥス」という概念があります。人々の日常経験において蓄積されて形成されていくけれども、でも、当人にはそれとは自覚されない知覚、思考、行為を生み出す傾向です。これがハビトゥス概念で、ブルデューはこれを階層ごとに異なる文化に力を置いて使いましたけれど、もちろん、国や世代にもハビトゥスはあると思います。私が大学生の時に受講した講義で、政治学の京極純一先生が、からかい気味にこんなことを言われました。「どうしてもね、育った時の経験が刷り込まれますからね。君たちは高度成長の申し子の世代だから、

つい高度成長の発想を繰り返そうとするだろうと思いますよ。」という、いささか不気味な予言だったのですが、確かに成功体験に縛られることはあるかと思います。安倍首相は私と同年で、私が今日、追いついたのですけれど、彼ももしかすると高度成長の成功体験に縛られているところがあるのかもしれませんが。アメリカがベトナム戦争で失敗したのは、日本の戦後統治があまりにうまくいった経験のせいではなかったかと、私は妄想しています。

江戸時代の近さを語るエピソードとして私が講義でよく用いるのは、本の奥付です。日本の書籍には例外なく奥付がありますけれども、あの起源をご存じでしょうか。徳川吉宗将軍の時代、大岡越前の判断によって命じられたもので、出版の責任者と著作権者を明らかにするために奥付を義務付けるお達しが起源です。徳川日本は、幕末に訪れた西洋人が、統治の奇跡だと驚いた、非常に高度な行政国家でした。そして、識字率は当時の世界では例外的に高く、文化が花開いていた社会でした。

そういう江戸時代は、1868年に終わり、それから30年後に明治民法が成立します。明治民法の家族法の時代は、1945年の敗戦まで47年間続きました。2020年は戦後75年ですから現行民法の家族法の歴史の方が明治民法のそれよりずっと長くなっていることになります。私自身、生まれて以来、現行民法のもとで生きているわけですが、でも、1964年の東京オリンピックを記憶している私には、明治民法ができたのはそれほど昔のことではないと思えます。歳

をとると過去がだんだん近くなるのでしょうか。仕事の必要上、明治民法の成立過程に残された資料を読むせいもあるかもしれません。

初代司法卿の江藤新平という人がいます。江藤新平は、不平等条約改正のために社会の制度的前提を無視して法典編纂を図って、フランス民法を「誤訳も妨げず、ただ速訳せよ」と命じたことで有名な人ですけれども、彼は同時に、フランス民法の身分証書制度を理解して「これはすごい」と非常に感嘆しているのです。身分証書に対して、日本は、彼の表現ですと、「御国は出産の法、立たざるに付、公生、私生の子の財産権利の分界も不明、其上年齢を偽り、生子を隠し、・・子は狼狽の極みに至るあり」と書き残しています。出生証書が生まれた子の存在を社会が共有するために必須の基本的な制度である意味を感知できる、天才的な頭脳であったと思います。彼は失脚して殺害されてしまいましたが、生きていればどれだけのことを成し遂げられたかと残念に思います。しかし江藤新平以外にも、あの時代には、民法典の起草者たちのように天才的な才能が多量に輩出して、ごく短期間のうちに法典編纂を成し遂げて、日本は現在に至る制度の基礎を作り上げました。

それらの才能の多くは、下層武士階級からの出身でした。武士は、子育てにあたって一切体罰を使わないのだそうで、それは、恐怖で言うことを聞くような人間は武士たりえないと考えられたからです。「お前はそれでも武士の子か」と、これだけでノブレス・オブリージュを叩き込ん

で育てます。それでもイエのヒエラルキーは絶対ですから、上層のイエに養子に行くようなことでもなければ、下層武士は、有能であっても自分の力を振るうことはできません。それが明治維新で幕藩体制が崩壊して、個人的にも立身出世して、力を振るえることになります。また武士階級は、いわば国家を背負った施政者である官僚たちでしたが、隣の大帝国でずっと先進国としてモデルにしていた中国の清が植民地になりかねないという外的状況で、日本も植民地になりかねないという危機感をもっていました。これらが両方あいまって非常に大きな力が出たのだらうと思います。

家族法という観点では、明治政府が作った戸籍制度が重要です。村請制度の年貢を廃止すると、国民から直接、税金を取らなくてはならず、徴兵もしなくてはなりませんから、その根幹の制度として、戸籍は明治の初年に創設されました。同時にやはり基幹制度として不動産登記を構築します。国民と土地を把握して、国家の基本を固めるのです。江戸幕府について、幕末にやってきた外国人たちが見たことがないほど高度な行政国家だと感嘆したそうですが、その幕府の官僚だった階層が、明治政府のこれらの行政インフラを創設したわけです。もちろん、戸籍には宗門人別長、不動産登記には水帳などのルーツとなる江戸時代の制度があることはありましたが、一応、それらとは別物の制度です。そして明治初年から瞬く間に、戸籍と不動産登記は精緻に発展して、明治19年頃にはほぼ現在の機能をもつ戸籍と不

動産登記が完成しています。物理的な屋敷ごとの住民を示すものだった戸籍が、寄留簿つまり現在の住民基本台帳に住民登録機能に移し、家族だけの登録簿になります。瞬く間に戸籍や登記は、強力に自走して発展し、管理者、統治者としての観点から完成していきます。戸籍には、もちろんプライバシーという発想はなく、2008年まで公開原則の下で運営されます。母法のように裁判所や公証人という司法インフラの関与は望めませんでした。代わりになる行政インフラは独自の優れた戸籍や登記を作り上げたので、これらの卓越した行政インフラが、日本の近代化、資本主義化の基礎となりました。身分行為も戸籍の届出に委ね、不動産取引も遺産分割も印鑑証明という書面に依存して届出に委ねた日本法は、近隣社会の監視が薄れた現在、地面師の暗躍など多くの問題を生じてはいますが、紙媒体でこれだけの機能的な行政インフラを作り上げたことは、本当に驚くべきことだと思います。

さて、ようやく家族法の話になりますが、中川善之助先生が東北大学法学部と日本の家族法学を代表する大学者でいらしたのは、先ほど大村さんがアントレで言われた通りです。中川先生の教え子たちは、毎年四月に鎌倉の東慶寺にある中川先生のお墓参りをする行事をしておられます。私も赴任した時から中川先生の跡を継いだ家族法学者という位置づけをしてもらったようで、その鎌倉中善会に参加させていただくことになりました。そのおかげで、学生たちに愛された中川先生の生前のご様子と

か、それから中川先生の指導教授であられた穂積重遠先生と中川先生の師弟関係などをうかがって、身近に感じることができるようになりました。

中川先生は、豪放磊落なお人柄だったのですが、穂積先生の話をするときだけは、ご家族の前でも姿勢をきちんと正されて、生涯決して敬語を崩されることがなかったそうです。大村さんが2013年に出版された穂積先生の伝記は、どうやらこれだけ書けるのかという膨大な著作量の大村本の中でも、私のとりわけ大好きな本です。そこで描かれている穂積先生のエピソードは魅力的です。例えば、きな臭い時代になって学生たちが警察に捕まると、もらい受けに行くのは、左翼の先生たちじゃなくて貴族院議員の穂積先生だったとか、セツルメントの解散まで穂積先生がつきあわれたとか、そんなエピソードから想像すると、沖和寮という私寮を作ったまで学生たちを大切にされた中川先生は、穂積先生を見習われたのか、穂積先生に似ていらしたのかもしれませんが。

ところで、私の名誉教授号の申請にあたって、民法の同僚たちが功績調書を作成してくれまして、そこに私の仕事の領域を三つの柱に分けて書いてくださっています。親族法と相続法、信託法・成年後見という財産法と家族法との交錯領域、医事法領域という三つの領域に分けて、その上で、いずれも社会的弱者を法学においてどのように保護するかという問題意識が通底するという評価を下さっています。教授会に出たのでこの過分な評価の功績調書を私

も見てしまえたのですが、恐縮しつつも、もしかすると私もこのような問題意識という意味では、穂積先生、中川先生という系譜につながっているのかもしれないと思います。

鈴木禄弥先生は亡くなってしまわれましたが、名誉教授としてときどき民法研究会にもおいでになっておられて、仙台に赴任してから親しくお話しができました。鈴木先生とは、ちょっと個人的なご縁もありまして、禄弥先生の奥様、鈴木ハツヨ先生と私の母が旧知の間柄でした。東北大学は戦前から女子学生に門戸を開いていた旧制大学として胸を張っているわけですが、圧倒的多数の旧制大学は、女子学生を戦後にならないと入学させませんでした。戦後の旧制大学は二年くらいですぐ新制大学に切り替わりましたから、旧制大学の女子学生は非常に少数派なのですけれども、ハツヨ先生と私の母が大阪商科大学という旧制大学で学年二人だけの女子学生でした。そんなご縁で鈴木先生ご夫妻は、私をかわいがってくださったのです。鈴木先生が私に、「家族法はね、もちろん、大切な学問だよ、だけどね、法学部で講義することじゃないんだ、女子大の家政学部でやればいい」と言われたことがあります。それはそんな個人的な関係もあって、からかっておっしゃったのでしょうけれども、活字にしておられる論文でも、もちろんこれほど露骨な表現ではありませんけれども、家族法は民法に本来は含まれるべきでない異質な内容だというお考えをもっておられたようです。私は逆に、商品取引法だけが民法だというような発想はおかしい

と思います。こういう商品取引法に偏した民法理解について、私は「土着の東洋法思想の感覚とマルキシズム思想のキメラ」だと書いたことがあります。私も鈴木先生に負けず、口が悪いかもしれません。

家族法を民法の他の領域と切り離す発想に力を与えていたのは、もちろん、中川先生の身分法理論でした。東北大学に赴任した 1998 年に活字にした論文で、私はこう書いています。「財産法において我妻法学が果たした役割と、家族法において中川法学が果たした役割とには決定的な差があったと考える。我妻法学のそれは見通しのきかない荒地を一面にブルドーザーで耕して見晴らしの良い耕地にするような業績であって、比較すると中川法学のそれは、荒地を実際に耕すことはそれほどなく、それよりも便利な道を見つけ出すことに熱心であったように思われる。もちろんこれは、忠孝一本という思想統制が行われていた当時、家族法の領域を耕すこと自体が、つまり、近代民法の母法の解釈論と格闘しながらそれを移植することが許されなかった時代的制約の故であったものであり、また、対象となる明治民法の条文が、日本独特の家制度を規定するものであったという制約の故であったけれども。そして、我妻法学の領域であった財産法学が幸いにもその制約のないところであったからであるけれども。」と（「中川理論—身分法学の体系と身分行為理論—に関する一考察」山畠正男・五十嵐清・藪重夫先生古稀記念『民法学と比較法学の諸相 III』信山社 279—311 頁）。中川先生は、家制度を規定した明治

民法の規定を換骨奪胎して、解釈論を自由に立てようとされました。そのために財産法と身分法を別物だと分断し、法律行為と異なる身分行為という概念を創設して、「法律的なるものは事実的であり、事実的なるものは法律的だ」という事実主義の立場をとられました。それは当時には勇敢な努力ではありました。中川先生ご自身、こう述懐しておられます。「敗戦以前にあっては、家族制度を否認攻撃することが直ちに危険思想とされた。それはやがて天皇制につながる考え方であるからである。天皇の神格を否定したり、軍部の横暴を非難することと同じように、家族制度を批判することは火中の栗を拾うに似た技であった」と。

当時の状況下で家制度批判をされた中川先生の勇敢さには、心から敬服しますが、民法と家族法の分断には賛成できません。ピエール・ノラの「記憶の場」というプロジェクトに、ジャン・カルボニエが「民法典」と題した文章を寄稿していて、こう書いています。「間違いなくナポレオン法典は、年月を重ねる内に、各人とその身近な者の関係に区切りをつけるこの身分証書によって人々に記憶され、思い起こされるようになる。・民事身分はまさに公立学校に少し似た姿をしている」、のだそうです。カルボニエが言うように、家族法は民法の重要で中心的な内容です。

民法は、基本的には人々の妥協と共存のルールブックであって、人類の幸福に資する技術的な存在であると思いますが、もちろんそれなりに思想を含まざるをえません。しかし

思想という観点から民法を見ることはとかく民法をゆがめてしまい、特に家族法では家族のあり方についての思想的対立が根深いものがあります。現在の日本の家族観・家族法観を、アンチモダン・プロトモダン・ポストモダンという三分類に分けた大村さんの分析、これは家と婚姻家族と自然家族の三者の思想的な対立を上手に名付けて分析したのですが、そして、私は日本に未だ確立していないプロトモダンを確立しようとしているごく少ないプロトモダン派であるという位置づけをしていただいておりますが、まあ、当たっているかと思えます。

平成8年の婚姻法改正要綱の蹉跌、失敗はこの思想的対立によるものであったらと思います。ナショナリズムは20世紀最大最強のイデオロギーですが、アンチモダンには、忠孝一本というスローガンで明治政府が構築したナショナリズムが流れ込んでいて、夫婦別姓改正はそれに触れるところがあったのかもしれませんが。この民法改正は、加藤一郎先生が「僕の最後の仕事になると思うから手伝ってくれたまえ」と言われて、私の30代の5年間を費やしました。当時の橋本首相や加藤幹事長は通すおつもりでしたし、起草にあたった法制審のメンバーも通るつもりだったのですけれども、結局自民党の保守層の反対で政府案にすることができませんでした。今のように法制審の議事録も残っておらず、委員たちもほとんど亡くなってしまいましたけれども、この改正作業は、5年間を返してという思いと共に私の原点にあるように思います。現在の

村部会長のもとでの立法作業でも、私は「立法は妥協」派だろうと自己認識しています。

でもやはり家族法は、思想というよりも、実際に社会に適用して法がなければ救われない弱者を守る制度であるわけです。人体、人間の体はその内部メカニズムが複雑な連携と相互作用をもつ複雑系と言われます。我々の社会もそういう複雑系の人体に似たところがあるように思います。新薬が治験の過程を経ても思いがけない副作用を持つことがあるように、新しい法制度の導入が狙った効果より強い副作用をもたらすことがあります。また、医学が患者の生活状況を考慮に入れないと治療方針が立てられないように、法学も法的な仕組みを導入するときには、導入される社会の文脈を考えなければなりません。日本法は、明治時代以降に西洋近代法を継受したものであり、そのことの限界は未だ多くの点で乗り越えられていないように思います。もとより、伝統的な独自性を持つ日本では、西洋法の導入そのものが国情に合わないなどというつもりでは全くありません。むしろ、西洋近代法という優れた共存のルールを導入が、日本社会の条件に合致するように、ないしは、導入に必要な条件を整備することと共に、きちんと行われる必要があります。でもその条件整備が行われてこなかったが故に法の適用にひずみや無理が生じていることが多い、その点をこそ直視したいと思います。近代法では国家権力が市民生活に介入するときには司法チェックをかけることになっていますが、日本は、とりわけ公的介入に

よって人権を保障するという法治国家機能に大きな弱点があり、この領域では、いわば高度に発展した発展途上国という側面があるように思います。裁判所や公証人などの司法インフラが足りず、その代わりに戸籍や登記という高度な行政インフラでしのいできました。そのことのひずみや無理の存在は否定できないとはいえ、異なる条件の下で日本人は、母国から移植した近代法の仕組みを相当な努力をして運営してきました。時には、制度の機能を喪失させたり変質させたりもしましたけれども、制度に代替する工夫を講じたり、関与する人々の大変な努力によって何とか運営されることがあったように思います。例えば、鈴木先生や幾代通先生の解釈論は、不動産取引に公証人が関与しない日本で、取引安全を確保するために虚偽表示や表見代理の規定を駆使して、妥当な結論を導き出す努力でした。特に家族法領域は、司法インフラの不足に対応して合意至上で運営されており、その弊害は小さくありません。戦後改正後の共同相続は、それに相応しい遺産分割手続も構築されないまま、家庭裁判所と地方裁判所に管轄も分断されて運営されてきたわけで、紛争になると非常に高価につくので合意が事実上強制されることも少なくありません。よくこういうボロボロの状態でも70年以上も相続法を運営してきたなあと思います。

国によって異なるのは、行政組織とか身分関係や住所の登録システム、それから交通や通信の安定的な供給の有無などの制度的な問題ばかりではなくて、それらの制度を動かす国

民の行動パターン、さらに生活習慣や商習慣、生活文化とか治安の良し悪しなど国民の内に内面化した文化資源まで含まれるように思います。それらの様々な要素がもたらす日本という国のかたちに従って、継受法はなんとか運営されてきました。そしてまた法をはじめとする制度の側から日本人の意識に影響して社会資源の変化をもたらす場合も少なくありませんでした。家族関係や家族意識はもっとも基本的なすりこみですから変化しにくいものですが、それでも、制度的な変更が国民意識を変えることがあります。もともと明治政府の作り上げた戸籍とか明治民法が戸籍を基に造り上げた「家」制度が、国民の家族意識を形成した側面は大きく、その結果もたらされた新しい習慣である夫婦同氏とか家ごとの墓なども、現在では日本古来の習慣と広く誤解されています。近年では、1997年の国会で制定された介護保険制度の影響力が顕著で、この介護保険制度の導入が家族介護以外の選択肢を可能にしたために、高齢者の老後イメージにもたらした変化は、同時代人としては相当に大きいものであったと思います。

それから制度的な問題を考えるときには、既判力を持たない不思議な裁判所である家庭裁判所が抱える問題も大きいように思います。日本は東洋法の国ですから、江戸幕府の統治は律令、つまり刑法・行政法によるものが主で、刑法領域では非常に緻密な判例法が行われていました。お白洲の刑事の裁きは極めて緻密な判例法で、過去の判例を調べるお侍さんたちがいて、どういう罪だとこ

ういう罰になるという詳細な前例主義が採られていました。でも民事紛争については、民法がありませんから、ルールはありません。それでも人々は、こんなことをするとんでもないやつがいるのでなんとかしてほしいとお上に訴え出ます。するとお上は、俺が見ていてやるから話し合え、俺が見ててやるのに話し合わないか、と強く合意による解決、いわゆる「内済」を勧めます。どうしても合意が成立しないと三方一両損の大岡裁きになりますけれど。そして内済つまり和解による解決の妥当性は保証されません。それでも幕府にとってともかく解決されれば治安は回復するので、それでよいわけです。

この内済は、調停制度のルーツだろうと思います。戦後、家庭裁判所が創設されて家裁の調停が行われるようになって間もなく、昭和 28 年に日本調停協会連合会が作った「調停いろはかるた」があります。この「いろはかるた」について、今津綾子先生が論文で紹介してくださって、私も面白がって調べてみたのですけれど、なかなかすごいものです。「いろいろの揉め事はまず調停へ」、「論よりは義理と人情の話し合い」、「なまなかの法律論は抜きにして」、「訴えた訴えられたはいわせまい」、「権利義務などと四角にもの言わず」、「白黒をきめぬ所に味がある」、「んと言うまでとっくりと話し合い」という調子で、さすがに今では違和感を持たれるのではないのでしょうか。でも当時は、これが裁判所の紛争解決のコマーシャルになると思われたわけです。法というルールに従った紛争解決が自明ではないという問題を、

日本法は抱えているように思えます。

結局、明治民法は、江戸期のイエの伝統を受け継いで、戸籍制度を利用して「家」制度を確立して、そして、婚姻や離婚や養子縁組や離縁という身分行為を完全に「家」のメンバーの合意、協議に委ねました。身分行為は、「家」のメンバーの交換で、その合意を戸籍に届けるだけという手続きにしました。家族法の究極の私事化 (privatisation) だったのだと思います。こういう身分行為は、公的機関の関与がないために不当な条件の離婚などが生じる問題のほか、本人意思の確認すらないものになりますから、虚偽届の問題が起きます。昔は、「もう離婚届を出しておいたからあなたは実家にお帰りなさい」といった本人意思を無視した家族による届出が虚偽届の問題になりましたけれども、共同体の監視システムがすっかり崩壊した現代では、一人暮らしの老人が死んでみたら、家族が知らないうちに後妻業の女がいたとか養子がいたとかいうパターン、知らないうちに第三者が届出をすることが問題になっています。母法の司法インフラを行政インフラで代用してきたために、身分行為のみならず、成年後見の機能不全や印鑑証明の偽造による地面師の活躍など、多くの問題を生じさせてきましたが、時間の都合で、省略させていただきます。

戦後の民法改正は、家制度を否定したという意味での積極的役割はあったのですけれども、国家が家族に介入しないという日本家族法の特徴は、明治民法をそのまま継承しています。介護保険などのように社会福祉はそれなりに発展してきましたけ

れど、ごみ屋敷のセルフ・ネグレクトのように本人が望まないときに介入する強制的社会福祉は、遅れていて困難です。とくに児童虐待問題では、マルトリートメントといわれる下手な育児に、親本人が嫌だと言っても強制的に支援する介入が必要なのですけれども、日本は介入の専門家も圧倒的に足りませんし、強制介入を正当化する司法的不備、つまり行政権をチェックする裁判所の数が足りないのが、頭が痛いところです。なまじ王道に従って司法チェックを課すと、介入による救済が遅れてしまい、機動的に行えません。

先程、お話ししましたように、社会は人体と同様に複雑系の存在です。法制度の創設や改革は予測のつかない思わぬ結果をもたらしかねませんから、複雑で困難な予測であっても、予期しない副作用がないようにできるだけ慎重に見極めるとともに、副作用を認めたら柔軟に軌道修正をする改革が必要なのだろうと思います。しかも、早急に対応しなくてはならない日本社会が抱える難題は、児童虐待に限らず非常に沢山あるわけですから、ここにおられる若い世代に是非とも頑張ってもらいたいと思います。でも、私自身もまだしばらく元気である間は最後まで頑張るつもりです。

おわりに、東北大学に勤務していた期間を思い返しますと、先ほど渡辺達徳先生からご紹介がありましたが、やはり一番の出来事は東日本大震災だったように思います。私の中では、震災前と震災後で紀元前、紀元後に分かれるような感覚があります。大学という組織は、企業などと

違って惰性が強いことが存在意義になっています。教育や研究は、外の情勢や世間の動きなどにしたがってコロコロ変化するようでは困るので、昨日のように今日があって、今日のように明日があるという惰性を、ある意味で必要とします。そして東北大学はその点では、日本中でもっとも惰性が強い大学かもしれません。これは長所であるように思います。ただ、すべてがひっくり返ってしまった震災時には、本当に融通がきかないというか動きが取れない組織になりました。震災対応時期の部局長として朝から晩まで研究科長室に居詰める、正直なところ、本当に大変な時期でした。そのときに窪田先生をはじめとする神戸大学法学部の先生方が、最初に寄付を送って下さいました。「これは、みんなのポケットマネーです。かつ寄附金のの手続をとっていません。だから水野さんの自由に使って下さい。」というお申し出で、それは、当時、本当にありがたいご厚意でした。学生たちがボランティアに出かけていくので、せめてバス代とか昼食代を渡して、彼らの安全のために保険をかけたいと思っても、正規の手続でとれるお金はなかったのです。もちろん学部内で透明性は確保して使いましたけれども、このうえなく有難いお心遣いでした。そういう神戸大学の先生方のご配慮には、阪神淡路大震災のご経験がおりになったのだろうと想像しています。

震災も大きな被害でしたけれども、やはり最大の害悪、絶対悪は戦争であろうと思います。日本が、大正デモクラシーが開いた直後、なぜ、

あつという間に昭和期のファシズムになだれ込んでいったのか、という疑問の立て方は実は逆であって、大正デモクラシーがあったからこそ国民が発言権を強め、それがファシズムにつながったのだという評価があります。私は、父を三年前に亡くしましたが、父と最後にしたまともな会話は、この話でした。ファシズム期を少年として過ごした父は、「その評価は、すごく実感するな。」と言い、「その辺の御用聞きのあんちゃんたちが、むやみに元気に威張り始めた時代だったよ。」と言いました。もちろん、背景には貧富の格差の激しい戦前の社会があったのだらうと思いますが、ナショナリズムには、庶民がもりあがる高揚の要素があったのではないのでしょうか。そして戦後の比較的平等な高度成長期を経て、このところ、日本社会の格差が広がっています。インターネットで瞬時に情報を共有できるようになった現在では、暴力の悲惨などもすぐに共有されて、そういう意味では、抑止力になるのではないかと思う一方で、フェイクニュースや独善的なナショナリズム情報だけをネットで読んでカルトのように確信を深める傾向も生まれてきています。

今日は、出版社の方々もおいでくださっていますけれども、私は、編集者という存在が、日本の言論の水準を保ってきたと思っています。著者だけで本はできず、著者の力量を見抜く編集者の眼力によって、読むに値するものが活字になります。その編集者の眼力と手間を保障するのが本代だったわけですけれども、ネット空間にはそのコストなしに安物

の言論が蔓延るようになっていきます。人間の読める量には限界がありますから、国民の知的水準、社会の維持にかかわる大問題で、日本社会の言論空間の水準維持をなんとか再構築しなくてはならないだろうと思います。戦後10年たって生まれた私の人生は、どうやら日本が平和な時代の中で終わるまで過ごせそうな気配ですけれども、学生たちの将来の人生もどうかそうであってほしいと願います。

私が東北大学で講義をするのも、今日が最後になりました。今年度の前期には新入生たちの初々しい顔を眺めながら民法入門を講義しまして、講義の最終日、彼らの人生がどうかずっと平和の中でありますようにといつものように心の中でこっそりと祈って、講義を終えました。その途端に、私の大教室での講義はそれが最後だということで、民法の同僚の先生たちが花束を持って入ってきてくださって、感激しました。それを最終講義にしてもよかったのですけれども、それでは済ませないという同僚の先生方のご判断で、今日を迎えることになりました。あまりに申し訳ないと恐縮するばかりでしたけれども、これだけ大勢の方に来ていただいて、やはり、恐縮はしつつも東北大学で過ごせたことの感謝をお伝えできることを本当に嬉しく思います。東北大学で教師ができたのは、とても幸福な経験でした。非常勤講師として東北大学に来てくれた私の友人たちも、学生たちのまじめな熱心さにいつも感心してくれました。憲法の長谷部恭男さんは、「つい、壇上から聞いちゃったよ、君たちは

僕が本当のことを言っていると思っているのかって」と言っていました。それから、担保物権法を角紀代恵さんに教えてもらったのですが、角教授によると、『人間万事、色と欲』って言ったら、うちの立教の学生たちは笑うのよ、ところが東北の学生たちは、『人間万事、色と欲』って黙々とノートにとっている！」。まあ、もちろん、それに感心してくれたのですけども。

高校生のような一年生、新入生が4年間で社会と人生について一通り考える時間をもって大人になっていく、学生たちのそんな成長を眺めるのは、タケノコがすくすくと伸びて竹になるのを眺めるような快感でした。それは教師のおかげではありません。そここのところは私も開き直ってしまっていて、学生たちは勝手に成長すると思っています。そして、私自身がそうであったように、教師の片言隻句から彼らは必要とするものを勝手にとっていくのだと思います。私は自分が勉強した学問の面白さを伝えようとできるだけ努力はしたつもりですけれども、結局、その採否は学生たちの自由です。もっとも、どうやら私は、ボーン・ティーチャーといわれるタイプではあったようです。女性の法学者仲間でおしゃべりをしたときに、彼女たちが、学生に馬鹿にされないようにああいふことやこういふことには気を付けているという話になったことがあります。

私は本当に心の底からびっくりして、「そんなこと考えたこともなかった」と言ったのです。すると、そこにいた連中がみんな一斉に「水野さんは、その必要ないから」と言うのです。「あなた、学生かわいいでしょ」、「うん」、「どの学生もみんなかわいいでしょ」、「うん」と言いましたら、「私たちは、かわいくない！」のだそうで、「だから、あなたと違ってかわいくないから考えなきゃならないのよ」と言うのですね。それはそうなのかもしれないけれど、まあ、学生たちには迷惑な母性だったのかもしれないけれども、私は本当に満遍なく教師という職を楽しませていただきました。

東北大学法学部には、中川先生が作られた無料法律相談所という伝統のあるサークルがあります。河上正二先生の跡を継いで、12年余り、私はその相談所長を務めてきたのですが、今月はじめにその無料法律相談所の学生たちが、卒1とか卒2とかいわれる卒業生たちも集まって、私の卒業式をしてくれました。手作りの「卒業証書」を貰って、大変うれしかったのですけれども。来年度以降もこの卒業生は卒1として、再来年度には卒2として、ずっと東北大学の連帯に加わり続けるつもりです。どうぞ今後ともよろしく願いいたします。そして今日は本当にどうも有難うございました。

祝辞 2

窪田 充見

何度か名前を挙げていただきました、神戸大学の窪田でございます。水野先生、お誕生日おめでとうございます。最終講義の補講というのは私人生で初めてでございますが、ああいうふうに上手にまとめるというのは本当にすごいなと思って伺っております。本日の最終講義では大村先生と共に少しだけお時間を頂戴してお話をさせていただきます。

ちなみに先ほど、突き出しと小菓子、といますか、前菜とデザートという感じのニュアンスのお話がありました。当初伺っていた話では、露払いと太刀持ちということでした。立ち入るとこれはいろいろなことが起きそうですので、この程度にしておきますが。さて大村先生からは、東北大学に縁の深い中川善之助先生を取り上げてウィットに富みつつも学問的にも格調高いお話を伺うことができました。私からはやはり水野先生と深いかわりがある、もう、すでに名前も出ております加藤一郎先生を取り上げさせていただきたいと思っております。しかし、やはり学問的ではなく、かつ、あまり格調も高くないお話ということをさせていただくことになろうかと思っておりますがご容赦ください。

加藤一郎先生と私から始まって、本日の三人の揃い踏みにもまとめることができれば、三回話ではございませんが、乞う拍手ご期待ということでしばしお付き合いいただければと思います。

さて改めてご説明するまでもなく、

加藤一郎先生は、あらゆる分野でご活躍をされた大学者です。とりわけ不法行為法研究者としての加藤一郎先生は、その世界にそびえたつ富士山とかエベレストとか風格のある巨大な頂のような存在でした。加藤先生の不法行為法の体系書というのは、不法行為法を勉強する者は誰でもなめるように読んでいたと思います。その加藤一郎先生の東京大学を出る最後のお弟子さんが水野紀子先生だったわけです。

さて、ここまでは、格調の高い話でございます。ここから個人的なこと、あまり格調の高くないお話に移っていきます。私が加藤一郎先生にはじめてお目にかかったのは、1984年の秋、京都で開催されました「日本家族〈社会と法〉学会」の第1回、創立の最初の会でした。私は当時、京都大学の前田達明先生の下で不法行為法の研究をしておりまして、ちょうど修士課程の2年目で「被害者の素因と寄与度概念の検討」という修士論文をまとめている最中でした。その指導教授であった前田先生からあるとき電話があり、その内容は、判例研究会の太田武男先生が君のことを気に入ったようで研究の手伝いをしてほしいとのことでした。「それは本人次第だとお答えしておきました」という連絡がありました。太田武男先生は、私が大学に入学した当時、すでに京都大学を退官されておられて、研究会ではじめてお目にかかったのですが、それでお声をかけていただいたということでした。ここまではよいのですが、その前田先生は、続けて、「そういうことから、明日図書館で太田先生のお仕事

を手伝ってあげてください」とおっしゃられました。どのあたりからですかなど今としても謎として残っているところですが、この点については深く立ち入らないことにしましょう。

これでまず、太田先生との関係がつながったということになります。当時の私はまだ修士論文もまとめていない時期で、研究者としては2歳に至らない状況で極めて幼少期の段階だったわけですが、おそらく特別養子ではなく、実親（指導教授）との親子関係は切断されていない、普通養子だったのではないかと推測しております。というかそう思いたいです。養子の話になりますと、大村部会長の下で水野先生と私も法制審議会特別養子部会に参加しており、それぞれ思うところがたくさんあるのではないかと思います。これについて話をし始めるときりがないので、というか場が荒れてもいけませんので、本日は触れません。ただ、こうして太田先生のお手伝いすることになり、太田先生は、すでに退官されていたわけですが、それでも、現実にはどうかわかりませんが、多分、太田先生の最後っぽい弟子というふうになったということだろうと思います。そうした太田先生のお手伝いの仕事の1つが、創設されたばかりの「日本家族〈社会と法〉学会」の事務局の仕事でした。その学会の折、受付におりました私に太田先生が「あ、加藤さんがいはる。あんたを紹介しとこ」とおっしゃりました。私は、加藤先生の前に連れていかれました。論文も不法行為法の分野のものでしたし。不法行為法

の巨人で身長も高く立派な体形の加藤先生の前で——ほんとにジェントルマンという感じの言葉がそのままふさわしい加藤先生だったのですが、気が小さくて今同様ナイーブな私は少々竦んだことを覚えています。その加藤先生が非常に深い声、大変きれいなお声で——音楽のカテゴリーでいうとおそらくバス、バスバリトンであったのではないかと思います。その先生が私に対して、「君、専攻は」と静かに問いかけてくれました。私はドキドキしながら「不法行為法」と言おうとして、「ふ」と言ったとき、太田先生が横から、「うん、そのうち家族法をやってもらおうと思っとんねん」とおっしゃり、加藤先生は「ああそうですか」とおっしゃって、ゆっくりと振り返って、大きな背中をむけて立ち去りて行かれました。ゆったりという言葉がふさわしい後ろ姿でございました。私はなんのために挨拶をしたのだろうと思いながらその後ろ姿を見送りました。

長い前置きになりましたが、加藤先生を通じた水野先生との関わり、家族法との関わりというのは実はこの時に始まったのではないかと考えております。その後も、交通法学会等の関係で加藤先生には親しくしていただきましたが、私から当時のことをお話しする機会はありませんでしたし、加藤先生もあの時の「ふ」としか言わなかった大学院生だったというご認識はなかったと思います。

さて、こんなことがあって、京極夏彦流に言うとおそらく、「呪」というものを太田先生からかけられてしまったのではないかとと思うのですが、

その後、私はずるずるというかずるずるべったりと家族法の世界に引きずり込まれ、法制審議会や研究会を通じて水野先生との関わりも次第に深いものになっていきました。しかし、先程申し上げたような経緯から私自身は、常に、家族法の仕事に対しては腰が引けておりましたし、本当のことをいうと今でも腰が引けています。しかし、その私が唯一ほぼ迷うことなくしてお引き受けした家族法関係の仕事が家族法判例百選の仕事でした。家族法判例百選は現在では民法判例百選Ⅲとして組み替えられてしまい、家族法判例百選という名称の書籍はなくなっております。その家族法判例百選のお仕事をなぜお引き受けしたのか、家族法もきちんと勉強してこなかった私がそのような仕事をする事自体について、周囲もきっと奇異な印象を持ったのではないかと思います。実はこの家族法判例百選、1967年が最初の版ということになるのですが、それから1980年の第3版までは加藤一郎先生と太田武男先生が編者をされておりました。つまり加藤一郎先生と太田武男先生が始められた仕事だったわけです。私としては、太田先生に「呪」をかけられたといいますか、太田先生も喜んでくださるだろうなと思いつつながら、これをお引き受けしましたが、そこで加藤先生とも改めてつながったわけです。そして、私がお引き受けした2008年の第7版これは、家族法判例百選としては最後のものになるのですが、この編者は水野先生、それから大村先生、そして私でした。家族法判例百選の最初と最後がこうした形で、ちょうど世代を一

つ越えるような形でつながったということは大変不思議な縁のような感じがいたします。本日この3人がみなさまの前でお話をさせていただくということもこうしたご縁の1つの締めくくりということになるのかなというふうに思っております。加藤一郎先生と私から本日の3人の揃い踏みによりやくつながったわけですが、だったらなんなんだというわけではありませんが、人と人とのつながりというのは思っている以上に複雑だからこそ面白いのかなという気がしています。

関西からくる以上は絶対最後にオチをつけなければいけないというのがあり、一生懸命考えたのですがどうもオチはないということで、本日の私のお話には何のオチもございません。ただ、私自身が大学院生として研究を始めたときからちょうど同じ世代の水野先生がご退職されるという時間の長さ、大体40年くらいということになるわけですが、それを振り返ってみるとともに併せて水野先生がいつも懐かしそうに話されていた加藤一郎先生のこと、もっとストレートに、水野先生の大好きな加藤一郎先生のことについてお話しをさせていただきたいと思っております。

先ほど少しお話がありましたが、水野先生と私はほぼ同じときに東北大学、神戸大学で法学部の研究科長をしていました。そうした中で水野先生と私の個人的なエピソードをお話ししようかとも思ったのですが、加藤一郎先生についてお話をの方がきっと水野先生は喜んでくれるのではないかな、とあってこのような

話をした次第です。加藤先生は 2008 年に、太田先生は 2010 年にいずれももうすでに鬼籍に入られていらっしゃいますが水野先生の最終講義ひょっとしたら天国からご覧になっているのかもしれませんが。加藤先生は、「日本家族〈社会と法〉学会」の理事長にも今年の 1 月 1 日から就任された水野先生の比類なきご活躍を見ながら大変喜んでいるとともに、「あっ、あの時の「ふ」か」と思われている姿を想像するとちょっと面白いかなと思います。

さて、水野先生、少々与太話になってしまったかもしれませんがご容赦下さい。水野先生へのお礼を最後

に述べて拙いお話を締めくくらせていただきたいと思います。水野先生本当にどうもありがとうございました。お仕事を断るのが苦手な水野先生、仕事を断ることを覚えなきゃダメですよといつも私、偉そうに言っているのですが、そういう私も大体面倒くさい仕事があると「水野先生～」というふうにお願いしてしまいます。そうするといつも「えへへ」と言いながら引き受けてくださる水野先生、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

私からのご挨拶、お祝いの言葉は以上ということにさせていただきます。

* 本講義に祝辞をお寄せくださった窪田充見先生は、その中で触れられている日本家族〈社会と法〉学会の理事長を 2023 年 1 月 1 日に水野先生から引き継がれ、本講義の後も水野、大村両先生とともに家族法改正等にご尽力なさいましたが、誠に残念なことに、昨年（2024 年）2 月にご逝去されました。ご冥福をお祈りいたしますと共に、ご遺族のご了承を頂いて窪田先生の祝辞もあわせて掲載いたします。（久保野恵美子）